

5 福井県立大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県立大学学則（以下「学則」という。）第44条第3項および第65条第4項の規定に基づき、本学の学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士および博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第44条第1項の規定により、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、学則第65条第1項の規定により、修士課程または博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、学則第65条第2項の規定により、博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、博士論文を提出してその審査および試験に合格し、かつ博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

(学位論文の提出)

第4条 修士または博士の学位の授与を申請する者は、当該研究科長の定める期日までに学位授与申請書（様式第1号）に修士論文または博士論文（以下「学位論文」という。）を添えて、学長に提出しなければならない。

2 前条第4項の規定による学位の授与を申請する者は、前項に規定するもののほか、履歴書および別に定める学位論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。

3 提出された学位論文は、返還しない。

(学位論文の受理および審査の付託)

第5条 前条第1項および第2項の規定により提出された学位論文の受理については、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

2 前項の規定により学位論文を受理したときは、学長は教授会にその審査を付託する。

(学位論文の審査)

第6条 学位論文の審査は、当該学位論文ごとに教授会が選出する委員で構成する審査委員会が行う。

2 教授会が必要と認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等の協力を得ることができる。

3 学位論文審査のため必要があるときは、学位論文の要旨その他の参考資料を提出させることができる。

(試験)

第7条 試験は、審査委員会が学位論文および当該学位論文に関連する科目について口頭または筆記により行う。

(学力の確認)

第7条の2 第3条第4項の規定による学位の授与を申請した者については、学力の確認を行う。

2 学力の確認の方法は、各研究科において定める。

3 博士後期課程に所定の年数以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後3年以内に第3条第4項の規定による学位論文の授与を申請した場合は、学力の確認を省略することができる。ただし、教授会において特別の事情があると認める場合は、当該期間を延長することができる。

4 学力の確認を行った者は、学力の確認が終了したときは、その結果を教授会に報告しなければならない。

(審査期間)

第8条 学位論文の審査および試験は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、学長は、教授会の議を経て、当該期間を延長することができる。

(1) 修士論文 学位論文を受理した日から2月

(2) 博士論文 学位論文を受理した日から1年

(審査委員会の報告)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査および試験が終了したときは、学位論文の内容の要旨、学位論文審査の結果の要旨および試験の結果の要旨を教授会に報告しなければならない。ただし、修士論文の内容の要旨、審査の結果の要旨および試験の結果の要旨の報告は省略することができる。

(教授会の審議)

第10条 教授会は、前条の報告に基づいて審議し、学位論文の審査および試験の可否ならびに学位の授与の可否について議決する。

2 前項の規定による議決は、教授会の構成員の3分の2以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第11条 教授会が前条第1項の規定による議決をしたときは、研究科長は、速やかに文書でその結果を学長に報告しなければならない。
(修士または博士の学位の授与)

第12条 学長は、前条の規定による報告に基づいて、修士または博士の学位を授与すると決定された者には学位を授与し、修士または博士の学位を授与しないと決定された者にはその旨を通知する。
(学位記)

第13条 学則第44条第1項および学則第65条の規定により学位を授与すると決定された者には、学位記(様式第2号)を交付する。
(論文要旨等の公表)

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る学位論文の内容の要旨および学位論文審査の結果の要旨を公表するものとする。
(学位論文の印刷公表)

第15条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、本学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合において、本学は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により学位論文または学位論文の内容を要約したものを印刷公表する場合は、本学審査学位論文またはその要約である旨を明記しなければならない。
(学位の名称)

第16条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。
(学位授与の取消し)

第17条 学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1)不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2)学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき

2 前項の場合において、教授会が議決をするには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
(学位授与の報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第12条に定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。
(委任)

第19条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。